

埼玉県防災航空隊員公募選考委員会設置要綱

(目的)

第1条 この委員会は、埼玉県防災航空隊員の公募隊員の選考を目的とする。

(組織)

第2条 会議の構成は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 消防課長
 - (2) さいたま市消防局長
 - (3) 消防長会各ブロック長
 - (4) 防災航空センター所長
 - (5) 防災航空センター防災航空隊長
- 2 委員長は、消防課長をもって充て、会務を総理する。
- 3 副委員長は、さいたま市消防局長をもって充て、委員長を補佐する。

(委員会の招集)

第3条 委員会は委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

(事務局)

第4条 委員の事務局を消防課に置く。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。